

広情個審第42号
平成29年12月25日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年11月12日付け広市教学教第86号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第117号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成27年11月12日付け広市教学教第86号の諮問事案（諮問第117号事案）

平成27年9月29日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年10月13日付け広市教学教第62号で行った公文書部分開示決定に対する同月16日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定を取り消し、全部を開示すべきである。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書の主な主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、全てを開示するよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

- ・ 本件処分は既に公表されており非開示の理由がない。
- ・ 業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。
- ・ 市職員の懲戒処分については公益性が高く、すべてを公開すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張を要約すると、次のとおりである。

懲戒処分に関することは、条例第7条第3号エに該当し、原則不開示情報とすべき情報である。

ただし、実施機関では「懲戒処分の公表基準」を定め、懲戒処分を行った際はこの基準に従って処

分内容等を公表している。

したがって、公文書の開示にあたっては、懲戒処分となった非違行為に関係して実施機関が公表した情報のみ開示することとし、本件については非開示とすることが適当であると判断した。

今回非開示とした情報は、公表していない情報であり、あくまで保護者のみに宛てた文書であって公開を前提とはしていないものである。

非開示部分を開示すれば、実施機関と保護者との信頼関係を損なうおそれがあり、また、当時、警察等において余罪等について捜査が行われていたため、公正かつ円滑な人事の確保に支障があると判断したものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が見分したところ、本件不開示部分には、懲戒処分の原因となった横領行為の内容が記載されている。

実施機関は、本件不開示部分を公にすることにより、実施機関と保護者との信頼関係を損ない、警察等の捜査が行われていたため、公正かつ円滑な人事の確保に支障があると認められる旨主張している。しかしながら、本件開示請求がなされた時点で既に、本件懲戒処分が行われ、当該懲戒処分の事実及びその原因となった横領行為については、上記「懲戒処分の公表基準」に基づき公表されていたのであるから、本件不開示部分を公にすることにより、実施機関が主張するような支障等があると解することはできない。

その他、本件不開示部分は、その内容及び性質から、条例第7条各号記載の不開示情報には該当しないと解される。

したがって、本件不開示部分は開示すべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 11. 12	広市教学教第86号の諮問を受理（諮問第117号で受理）
29. 10. 5 （第1回審査会）	第1部会で審議
29. 11. 2 （第2回審査会）	第1部会で審議
29. 11. 30 （第3回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授